

三スポ少第1号

令和4年4月6日

三条市スポーツ少年団 本部役員・単位団事務局 各位

三条市スポーツ少年団

本部長 米山俊司

## 新型コロナウイルス感染症対策下における少年団活動について

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素よりスポーツ少年団活動にご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、三条市教育委員会より令和4年4月5日付「部活動実施上の留意事項について」(別紙資料)が発出されました。それに伴い、基本的感染症対策を講じる事を前提に、少年団活動の制限緩和を致します。詳細は下記及び別紙にてご確認ください。

### 記

令和4年4月6日(水)より、朱書き A~D の通り少年団活動の制限を解除とする

- ① 活動する際は、他チームとの交流は自粛をお願い致します。  
A. これまで中止にしていた他チームとの交流を可能とする。ただし極力少ないチームでの交流をお願いします。
- ② 活動する際は、昼食を挟まず、90分~120分で終わられるようお願い致します。  
B. 時間制限は撤廃するが、「基本的感染症対策を遵守する事」「団員の健康と安全を第一に計画的な活動」の徹底をお願い致します。
- ③ 各単位団で主催する合同練習会及び大会、遠征については、今暫く延期及び中止の判断をお願い致します。  
C. これまで中止にしていた大会及び遠征、合同練習会を可能とする。
- ④ 1月から活動が制限されておりましたので、団員の体力や体調を細かく分析し、細心の注意を払って、活動をお願い致します。春に近づきシーズンを迎える競技が多いとは思いますが、焦らずじっくりと活動できるようにお願い致します。  
D. 自粛期間が長かった為体力の低下が心配されます。従来の感染症対策を十分に遵守し、今の団員の体力に準じた練習内容にしてくださいませようお願い致します。

※一部制限解除とは言え、感染者の高止まりが続いている状況です。各団感染症対策を十分に行い安全に活動が出来るようご配慮いただけますようお願い申し上げます。

※基本的感染症対策とは…

- ① 三密を避ける事(更衣室等の密室空間や近い距離でのミーティング等)
- ② うがい・手洗い・手指消毒の徹底
- ③ 普段と体調が少しでも異なる場合は、活動に参加しない・させない。
- ④ ソーシャルディスタンスをしっかりと取り、大きな声での掛け声は控える事。

ご不明な点は事務局 (TEL:45-1150 担当:岩瀬・坂井) へご相談ください



三教学第 41 号  
令和 4 年 4 月 5 日

三条市立中学校長 様  
三条市立義務教育学校長 様

三条市教育委員会学校教育課長

### 部活動実施上の留意事項について（通知）

このことについては、令和 4 年 3 月 23 日付け三教一貫第 284 号で通知したところですが、三条市の感染者数はいまだ高い水準にあり、引き続き警戒態勢を維持する必要があります。一方で、新年度の公式戦に向けた準備を進める必要があることから、部活動を実施する際には、これまでどおり感染防止対策を講じた上で、次のとおり対応願います。

#### 記

#### 1 活動の制限の緩和について

- ・ これまで中止していた他校との交流（練習試合や大会への参加）を可能とする。

#### 2 活動の制限について

##### （1）通常の活動

- ・ 休養日の設定や活動時間については、「三条市部活動ガイドライン」を遵守することとし、昼食を挟む活動は大会等への参加を除いて極力避けること。

##### 【三条市部活動ガイドライン（一部抜粋）】

##### （2）休養日を適切に設定する

- ① 週当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週休日等 1 日以上）を設けることを原則とし、少なくとも週休日等に 50 日以上充てる。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。
- ③ 長期休業中は、ある程度長期の休養期間（連続する 3 日以上）を設ける。

##### （3）活動時間を適切に設定する

- ① 平日の活動時間は、1 日 2 時間程度とする。下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮することとする。
- ② 学校の休業日は大会や練習試合を除き 3～4 時間程度とする。

- ・ 他校との交流は、極力少ない校数で実施すること。

##### （2）大会等への参加

- ・ 大会等に参加する際には、校長は、部活動顧問から提出された活動計画書を確認し、参加の可否を判断すること。本年度、学校教育課への活動計画書の提出は必要なしとする。
- ・ 会場への移動時や昼食時は、可能な限り 3 つの「密」を避けるよう努めること。あわせて生徒にも指導・徹底すること。
- ・ 県外や宿泊を伴う大会等への参加の際は、参加計画書を学校教育課に事前に提出した上で許可を得ること（当分の間、原則として認めない）。



### 3 活動する際の留意事項

- 活動場所や部室、更衣室での密を避け、十分な換気を行うこと。
- 練習後は手洗いを徹底すること。共有で使用する道具についても、適宜消毒すること。
- 普段と体調が少しでも異なる場合は参加させないこと。
- 各競技団体や各文化団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、その内容を遵守すること。
- 「生徒が密集する活動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「激しい呼吸を伴う活動」は、引き続き実施を慎重に検討するとともに、実施する際は距離を十分にとること。掛け声などの大きな発声は控えること。
- 以上の対応については、生徒だけに任せるのではなく、教師が活動の状況を確認し、必要に応じて指導すること。

**【担当】**

三条市教育委員会学校教育課  
統括指導主事 相田 覚  
TEL 0256-45-1118 (内線224)